

判例思考マスター講義 紙上講義

それでは、憲法の有名な判例、「マクリーン事件」について考えていきましょう。

「マクリーン事件」とは、デモ等政治運動を行ったことが理由となって、在留資格の更新が不許可になった（日本に居続けることができなくなった）。政治活動を理由に不許可にすることは、22条、21条に違反しないか。そもそも外国人に憲法上の人権保障が及ぶか、という事案です。

まずはこの判例の結論についてみてみましょう。

結果として、マクリーンさんの在留資格更新は認められませんでした。では、「なぜ」、マクリーンさんの在留資格の更新は認められなかったのでしょうか？この「なぜ」の部分が、判例学習の本質なのです。

まず、マクリーンさんには、**憲法21条の表現の自由が保障されるかが問題**です。

ここは確かに論点なのですが、「性質説」の論証を覚えておいて簡単に終わらせてかまいません。司法試験の論文では、論証を覚えていても意味がないと思っている人がいるようですが、そんなことはありません。論点を落とさず、短時間で処理するためには、論証を覚えておくことは有効です。ただ、事案の特殊性を考慮せず、覚えた論証を書いて、あとはあてはめればよいという姿勢がだめなのです。

マクリーン事件なら、在留資格の更新の問題だということを意識しておかなければなりません。

デモは表現の自由の一環なので、マクリーンさんに表現の自由が保障されているなら、デモをしたからといって不当に扱われることはないはず。しかし、マクリーンさんには、在留資格の更新が認められていないのです。

マクリーン事件を学ぶ上で大事なのは、憲法21条の「表現の自由」から、“マクリーンさんに政治活動の自由がある”、ということを知るのではなく、自由があるのに、それをやったせいで日本にいらなくなるということがあっていいのか、という問題意識をもつことです。この判例では、マクリーンさんに政治活動の自由があったとしても、政治活動をしたことを理由に在留資格の更新を認めないという判断をしてもおかしくない、という判決を下しているわけで、この判例で本来論じるべき点はまさにここなのです。これが、判例を正確に理解する、ということです。

当判例の最大の問題は、「**在留資格の更新について、国家に広範な裁量を認めていること**」、「**入国と在留の性質の違いを意識していないこと**」なのです。

日本で長く生活し、生活の基盤を作っている人の在留資格を更新するかどうかという場合に、外国人が日本に入国する際に入国許可を審査する場合同様な裁量が国家に認められるか、ということですね。最高裁は、これを同じだ、と考えているわけで、本問題で論じるべき最大のポイントなのです。

恐らく、こうした意識でマクリーン事件を勉強している人は少ないはず。前後の論証などではなく、この部分に実は一番大きな争いがあるのです。「外国人に政治活動の自由があるか」「表現の自由があるか」といったことは、争う部分ではありません。こうした部分はあくまで前提、ですので、前提としてただ書くだけとし、本質の部分をしっかり論じることで、点数に繋がるのです。

22条、21条は有名な条文ですので覚えている方がほとんどだと思いますが、事案から何の条文を使うか、を導き出す訓練をしておくことが大切です。

在留更新が不許可になった
▼
居住の自由
▼
22条

デモ等政治運動
▼
集会の自由
▼
21条

このように、事案から条文を導く能力を鍛えることも、判例学習のポイントです。

判例を“知っている”だけだと…
真に論じるべきポイントが分からない

判例 (マクリーン事件)

憲法21条

論証 (性質説)

憲法22条

論じるべき点ではないポイントを論じてしまう

外国人であるマクリーンさんに政治活動の自由は保障されるのか…

デモ活動が政治意思決定に影響を及ぼす活動にあたるのか…

外国人であるマクリーンさんに居住の自由は保障されるのか…

いたずらに時間を消費してしまうばかりか、部分点がまったく入らず低い得点の答案になってしまう

“判例の本質を知る”ことで
真に論じるべき「論点抽出」が容易に!

判例 (マクリーン事件)

真に論じるべきポイント

なぜ最高裁はマクリーンさんに政治活動の自由があるのに、政治活動をしたことを理由に在留資格を認めないという判断をしたのか…

入国時の審査基準と生活の基盤ができた後の在留資格更新時の審査基準が同じで良いのか…

憲法21条

論証 (性質説)

憲法22条

真に論じるべきポイントに
十分な時間を割くことができるようになり、
得点効率が上がる!

本試験問題は、判例の事案をベースに、事案をひねった問題が出題されます。

そうした問題に直面した際、ただ性質説や論証を暗記していたとしても、基となる判例の本質を知らないと、全く対応できません。

このように、**何を論じるべきなのか?**を事案から導き出す能力を鍛えることが、本講座の目的なのです!